

仕 様 書

1. 件名

相双地域共同受注体（仮称）支援業務

2. 経緯と業務目的

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）は、福島県内被災 12 市町村（※）（以下「相双地域」という。）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、事業者の方々への個別訪問や事業再開支援等の推進に加えて、生活・事業環境整備のためのまちづくり支援など段階的に取組みを拡大してきた。産業創出Gでは、これまで、産業集積の形成支援を目指し、相双地域の地元企業向けビジネスマッチング、新事業展開・取引拡大に向けた支援をしてきた。

近年の傾向として、工業系製造業における発注は、単独の部品よりもユニット単位（複合的な製品）や設計・加工・組立までの一貫した内容が増えている。しかしながら、個社の得意分野は板金や切削加工、金属、樹脂加工といった個別領域に限定されていることが多く、単独企業での一貫対応が困難な案件も多く、発注者ニーズに応えられず失注し、他地域へ仕事が出流するケースも見られる。

こうした状況を踏まえ、相双地域の各企業がそれぞれの強みを生かし協力することで、ユニット単位や一貫での製造ニーズなどの個社では対応できない案件を受注可能とすることを目的に、2024 年度に相双共同受注プロジェクトを立上げた。

2025 年度は前年度の検証・改善をした上で、実践期間として、展示会出展や認知度向上策の実施、参加企業同士の繋がりを強化し一体となった営業活動を実施し、2026 年度自律自走に向け継続的に活動する共同受注体への発展を目指す。本支援業務では、プロジェクト参加企業がこれらの取組を円滑かつ効率的に遂行できるよう支援を行う。

（※）「福島県内被災 12 市町村」とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村をいう。

3. 業務内容

（1）戦略・年間実施計画の立案及び実行支援

- 相双地域共同受注体（仮称）（以下「当共同体」）の 2024 年度取組を踏まえた、目的達成のための戦略や年間実施計画の立案及び実行支援

（2）体制確立に向けた活動

① 当共同体の運営ルール（総則・受注フロー）の評価・改善

- 自律自走へ向けた仕組み作り
 - ・ 運営ルール（総則・受注フロー）に基づくチェック表作成と四半期毎のチェック

- 体制・機能
 - ・ 当共同体各種役割についてのアドバイス、改善提案
- その他課題解決
 - ・ 期間中に発生する課題についての整理、対策案策定
- ② コーディネーター（企業）の支援
 - 営業活動の支援（専門的立場からの助言・個別案件打合せに係る支援（スケジュール調整、会場・資機材手配、資料・議事録の作成 等））
 - 当共同体コーディネーター（企業）としての能力向上支援（勉強会開催、セミナー受講等）
- ③ 新規参加企業への対応
 - 新規参加企業への当共同体の体制、活動内容等の説明
 - 新規参加企業への訪問による機械設備・事業、製造ターゲット等の特色の把握
- ④ 類似共同受注体との関係構築
 - 類似共同受注体の情報収集、意見交換会の企画・実施（2回）

（３）受注獲得へ向けた活動

2025 年度、見積 6 件・受注 3 件の獲得、継続的受注を目指し以下の活動を行う

- ① ターゲット業界における市場調査
 - マッチングサイト案件活用の支援
 - 当共同体への発注可能性が高い産業分野・個別企業の情勢調査・把握
- ② 認知拡大に向けたプロモーション
 - 当共同体の展示会出展（1 回）へ向けた企画、当日の運営支援
 - 問合先やHP新設に関する検討・作成
 - SNS等を活用したPR方法検討・実施
 - その他効果が高く実効性のあるプロモーションの検討
- ③ 失注案件に関する分析、課題把握、対応策立案

（４）2026 年度の活動に関わる支援

- ① 2025 年度末に残存する課題の整理と対策案の策定
- ② 自律自走に向けた 2026 年度活動計画の立案

（５）定例会等の企画・運営

- ① 当共同体定例会の企画・運営及び支援
 - 企画・募集・スケジュール調整、会場・資機材手配、講師手配、資料・議事録の作成
- ② 当共同体及び参加企業各社の機械設備・事業、製造ターゲット等の特色の把握、参加企業間での理解促進、および企業間での信頼関係強化

➤ 参加企業同士の工場見学の企画・実施

③ 発注者になりうる大手製造業への見学会の企画・運営（1回）

上記（１）～（５）の中で具体的作業を例示しているが、これにとどまるものではなく、前述の業務目的の達成に対し効果が高く実効性ある戦略を立案および実行すること。

4. 要件

- ✓ 12 市町村の製造業を取り巻く環境に精通していること。
- ✓ 共同体の知見があり、構築・運営を適切に実施できること。
- ✓ 同種（共同体構築等）活動の支援経験があること。
- ✓ 2024 年度活動内容を理解した上で 2026 年度自律自走に向け、効果が高く持効性のある戦略を立案し実行できること。
- ✓ 当機構の業務を円滑かつ効率的に遂行できるよう、具体的な助言等を適切に実施できること。

5. 業務期間

契約締結日～ 2026年3月26日（木）

6. 各種報告と成果物

- ✓ 進捗会議・打合せ・報告
 - ・ 受託者は、仕様書に記載する業務内容に対する各種対応状況について、毎月当機構と進捗会議を実施し各種進捗報告、情報共有を行う。個別案件については、案件ごとに適宜打合せを実施すること。活動実績を示した月報を作成し、毎月速やかに当機構に提出すること。
 - ・ 打合せの結果については速やかに議事録を作成して当機構へ報告すること。
 - ・ キックオフミーティングには体制表、詳細年間スケジュールを当機構へ提出すること。
- ✓ 成果物
 - ・ 各業務内容とその結果、各議事録を網羅したもの及び運営ルール（総則・受注フロー）の改訂版を最終報告書とする。
 - ・ 受託者は、当機構が指定する期限までに最終報告書案を事前提出のうえ、当機構から修正・追加などがあれば、当該指示事項を反映させたものを成果物として納品（ファイリングした紙媒体 1 式と電子媒体）すること。
 - ・ 事前提出日：2026 年 3 月 19 日（木） 納品日：2026 年 3 月 26 日（木）

7. 納入先

公益社団法人 福島相双復興推進機構 産業創出グループ
（福島県福島市栄町 6－6 福島セントランドビル 4F）

8. その他

- ✓ 本業務の実施にあたり受託者は当機構の実施担当者等と十分な協議を実施し、当機構の依頼に応ずるとともに、積極的な提案を実施すること。
- ✓ 本事業の遂行過程において予期せぬ問題や事故等を把握した場合には、速やかに当機構に報告するとともに、当該の問題・事故等が受託者側で発生したものの場合には受託者の責任においてその解決に努めること。
- ✓ 本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については関係者において協議し、決定すること。

9. 添付資料

- (別紙1) 実施スケジュール (案)
- (別紙2) 2024 年度活動内容
- (別紙3) 相双共同受注体 (仮称) 紹介パンフレット

以上